

所 定 疾 患 施 設 療 養 費

介護老人保健施設において、ご利用者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、下記のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

算定要件

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となったご利用者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に一回に連続する7日を限度とし月一回に限り算定するものであるので、一月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
 - ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
 - ③所定疾患施設療養費の対象となるご利用者の状態は次のとおり。
 - イ、肺炎
 - ロ、尿路感染症
 - ハ、带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
 - ニ、蜂窩織炎
 - ホ、慢性心不全の増悪
- ④算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
 - ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
 - ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

厚生労働省の基準に基づき、下記の通り所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

令和6年度所定疾患施設療養費算定状況（令和6年4月～令和7年3月）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	件数		5	4	1			1		3	3	1	
	治療日数		25	31	10			5		16	20	10	
尿路感染症	件数	5	2					1		1			
	治療日数	35	9					7		6			
带状疱疹	件数	1											
	治療日数	7											
蜂窩織炎	件数			1	1			1		1		1	1
	治療日数			10	7			5		5		2	3
慢性心不全の増悪	件数	1	1		1					2			
	治療日数	10	10		10					2			